

市場機能の向上のための売買制度の見直しに伴う
業務規程施行規則等の一部改正について

2019年3月28日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当取引所は、業務規程施行規則及び制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正を行い、業務規程施行規則第27条の3及び制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則については2019年4月1日から、業務規程施行規則第12条については2019年11月5日から施行します。（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）

今回の改正は、arrowheadバージョンアップに伴う売買制度の見直し等の市場機能向上のための売買制度の見直しを行うために、所要の改正を行うものです。

II. 改正概要

- | | (備考) |
|---|--|
| 1. arrowheadバージョンアップに伴う売買制度の見直し | |
| ・大引け（午後立会終了時の売買）において売買を成立させることができる値幅を特別気配の更新値幅の2倍に拡大します。 | ・業務規程施行規則第12条 |
| 2. 貸借銘柄の選定に係る見直し | |
| ・新規上場銘柄の貸借銘柄への選定期間を現行より5営業日繰り上げ、上場後最初の約定値段が決定された日から起算して6営業日目とします。 | ・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第3条、第3条の2、第3条の7、第4条及び第9条 |
| ・貸借銘柄の選定基準について、株券等における当期純利益金額及び利益剰余金に係る要件を削除します。 | |
| 3. 重要事実開示後における立会外分売の待機期間の短縮 | |
| ・発行会社による重要事実の開示後、5営業日を経過すれば、立会外分売を実施可能とします。 | ・業務規程施行規則第27条の3 |

Ⅲ. 施行日

1. については、2019年11月5日から施行します。
2. 及び3. については、2019年4月1日から施行します。

※ やむを得ない事由により、施行予定日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行することとします。

以 上